# 令和6年度群馬県働く女性の活躍推進事業業務委託 企画提案要領

#### 1 業務の名称

令和6年度群馬県働く女性の活躍推進事業

#### 2 業務の趣旨・目的

生産年齢人口が減少する中、働き方改革関連法に基づく両立支援策等により、女性の 就業者数は年々上昇し、いわゆるM字カーブの底は浅くなりつつある一方、管理職に占 める女性の割合が低水準である等の問題が根強く残っています。水準改善には当事者で ある女性、企業経営者、企業内の管理職推挙者の意識変化や相互理解が重要と考えます。 つきましては、前述の情勢等を踏まえ、本事業を委託する事業者を選定するため、以 下の要領で事業提案を募集します。

### 3 業務の内容

別添仕様書のとおり

### 4 見積上限額

1,332,100円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。 ※免税事業者については、1,211,000円とします。

#### 5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月19日(水)まで

#### 6 応募資格

次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人(法人格の種類は問わない)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (6) 提出日現在において、いかなる公共機関(国、地方公共団体、公団又は公社等)からも指名停止の措置を受けていないこと
- (7) 本業務の遂行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告など を適切に行う事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

### 7 スケジュール

- (1) 質問受付 令和6年5月28日(火)17時まで ※詳細は「8質問の受付」参照
- (2) 募集締切 令和6年6月 3日(月)17時必着 ※詳細は「9応募の手続等」参照
- (3) 書類審査 令和6年6月 4日(火)~13日(木)(予定)
- (4) 結果通知 令和6年6月中旬~下旬(予定)

### 8 質問の受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法 様式1に質問を記載し、電子メールで提出してください。
- (3) 提出先 「12 問合せ先」に記載のとおり ※電話で提出の旨連絡すること
- (4) 回 答 質問受付日から原則として土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。(事業者名は公表しません。)

## 9 応募の手続等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書表紙(様式2) 【正本1部、副本4部】

イ 企画提案書本体(任意様式) 【5部】

※記載内容は9(2)のとおり

ウ 費用見積書(任意様式) 【正本1部、副本4部】

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方 消費税を明記してください。

エ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可) 【1部】(\*)

オ 決算書(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分)) 【1部】(\*)

※事業開始後に一度も決算を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は提 出不要

カ 納税証明書 【1部】(\*)

国税:「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)

群馬県税:県税に滞納がないことの証明(完納証明・群馬県県税条例施行規則第 45 条の3様式)

- ※県税の課税実績がない場合は、課税がないことを証明する納税証明書を提出する こと。
- ※県外事業者で本県内に営業所等がない場合は県税に滞納がないことの証明は提出不要。

キ 法人の概要が記載されたパンフレット等 【5部】

ク 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式3) 【1部】(\*)

ケ 課税(又は免税)事業者届出書(様式4) 【1部】

コ 女性活躍を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ず る企業(以下「女性活躍等推進企業」という。)の該当状況報告書(様式5)

【1部】

サ 上記ア $\sim$ コの電子データを保存したCD-R等の記録メディア (USBは不可) 【1部】

※(\*) 印の付いた書類については、「令和6·7年度物品等契約資格者名簿」登載者は提出不要です。

### (2) 企画提案書本体(任意様式)の記載内容

ア 事業内容

- (ア) 今回の事業に関する基本的な考え方
- (イ) 事業実施のスケジュール
- (ウ) 事業実施体制
- (エ) 講演会及びワークショップの開催内容
- (オ) 講演会及びワークショップの開催方法及び定員
- (カ) 参加者の募集方法
- イ 働く女性のキャリア形成支援に係る実績
- ウ その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、 独自の追加提案等があれば自由に記載してください。

### (3) 提出方法等

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提出期限 <u>令和6年6月3日(月)17時 必着</u>

ウ 提出先 「12 問合せ先」に記載のとおり

### (4) 応募書類の取扱い

御提出いただいた提案書類は、返却できませんので御了承願います。 なお、当該書類は、本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。

## (5) その他事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約 締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

#### 10 審査

#### (1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。

ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

なお、各事業の審査基準とは別に、「女性活躍等推進企業」(上記9(1)コ)に ついて評価する項目を設定し審査します。

## (2) 優先交渉者の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を優先交渉者して選定し、速 やかに書面にて全応募者に結果を通知するとともに、県ホームページ上で公表しま す。

#### (3) 選定基準

提案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査します。

#### ア 事業全般

- (ア) 企業側・女性に対して働きかける事業として期待できるか
- (イ) 見積金額に妥当性があるか
- (ウ) 事業実施のスケジュールに妥当性があるか
- (エ) 事業執行に十分な体制があるか

#### イ 事業詳細

- (ア) 講演会について
  - ①内容が対象者に対して女性管理職の登用を意識させるよう工夫しているか
  - ②企業が女性活躍推進を進めていくことは利点であることが伝わるか
  - ③講師選定は適切であるか
  - ④多くの参加者が参加できるよう会場や実施方法は工夫されているか
- (イ) ワークショップについて
  - ①参加者が管理職になる事に対して、モチベーション向上に資する内容か
  - ②参加者が管理職になる事に対して、不安軽減に資する内容か
  - ③管理職になるためのスキルを把握できる内容か
- (ウ)【事業共通】
  - ①参加者募集に係る広報は効果的なものか

### 11 契約

- (1)優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。
- (2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

### 12 問合せ先

 $\mp$  3 7 1 - 8 5 7 0

群馬県前橋市大手町1-1-1(群馬県庁11階)

群馬県産業経済部労働政策課就労環境整備係

電 話:027-226-3404

E-mail: rouseika@pref.gunma.lg.jp